

会社・雇用主の宿泊税に関する証明書

2013年10月15日のフライブルク市宿泊税法規約第2条5項に基づく

宿泊施設への提出用書類

本書類の目的

フライブルク市は2014年1月1日より宿泊税を徴収します。仕事上/会社の都合上有償の宿泊所に宿泊する場合のみ、この課税の対象外になります。これは業務の遂行、商業上/自営業の活動が宿泊無では不可能、あるいは困難である場合を指します。これはフライブルク市における滞在が職業訓練、研修のためであり、そのためのイベントへの参加が義務付けられている場合にも適用されます。その際滞在の必要性を宿泊施設に証明する必要があります。

宿泊先への証明書の提出は任意であり、宿泊税の徴収が適用されるか否かの確認が目的です。集められたデータはフライブルク市へ転送されます。データの処理と使用はこの証明書の提出をもって承諾されます。この手続きに同意が無い場合は宿泊税が徴収されます。

アルファベット（ブロック体）でご記入ください

会社・雇用主名および住所（企業・役所のレターヘッド）

- お電話番号やメールアドレス等の連絡先もご記入ください -

従業員・公務員名

フライブルクにおける宿泊

開始日

終了日

宿泊施設名

私/私共はこの宿泊が純粋に職業上/業務上の目的であることを証明致します。

同様の内容で複数名宿泊する場合や複数回の出張の場合は、裏面をご記入ください。

フライブルク市は証明書の正確性を検証することができます。滞在者は求めに応じて職業上/業務上の宿泊の必要性を証明する必要があります。証明書記載内容が正しくなかったり虚偽であった場合、支払われるべきであった税金に対し会社・雇用主ならびに宿泊者本人に責任が問われる可能性があります。不正確な内容の証明書を作成した場合、法的不法行為、又は違反行為として追訴されます。

日付

会社・雇用主の署名

会社・雇用主の宿泊税に関する証明書 2ページ目

日付

会社・雇用者名

これをもって、下記従業員・公務員がビジネス・仕事上の目的に限ってフライブルクに宿泊することを承認いたします。

氏名

宿泊期間

開始日

終了日

同一四半期内に複数回宿泊の予定がある場合は、下記にご記載ください。